

附属機関の名称

燕市文化財調査審議会

設置の目的

教育委員会に、指定しようとする文化財について必要な事項を調査審議させるため、燕市文化財調査審議会を置く。

所掌事務

教育委員会の諮問に応じ、下記の事項について調査し、及び審議し、並びに必要と認める事項を建議する。

- (1) 文化財の調査に関すること。
- (2) 文化財の指定及び解除に関すること。
- (3) 指定文化財の修理、復旧並びに滅失及びき損の防止の措置に関すること。
- (4) 指定文化財の現状変更の許可及び環境保全のための必要な施設の勧告に関すること。
- (5) 文化財の買収に関すること。
- (6) 埋蔵文化財の発掘に関すること。
- (7) 無形文化財の助成に関すること。
- (8) 文化財の出品公開に関すること。
- (9) 史料館の運営に関すること。
- (10) 史料館における史料寄託の認定に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習推進について必要な事項に関すること。

委員構成

委員 10 人以内で組織する。

識見を有する者のうちから、教育委員会委嘱する。

任期

2 年（ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）

委員名簿

委員	赤坂一夫	民俗文化財
委員	幸田 顕	美術工芸（彫刻）
委員	坂井由美子	文化財一般
委員	本間敏則	文化財一般（考古学）
委員	塚本智弘	文化財一般（文献史料）
委員	玉川基行	美術工芸（金工）、文化財活用
委員	本井晴信	文化財一般（文献史料）